

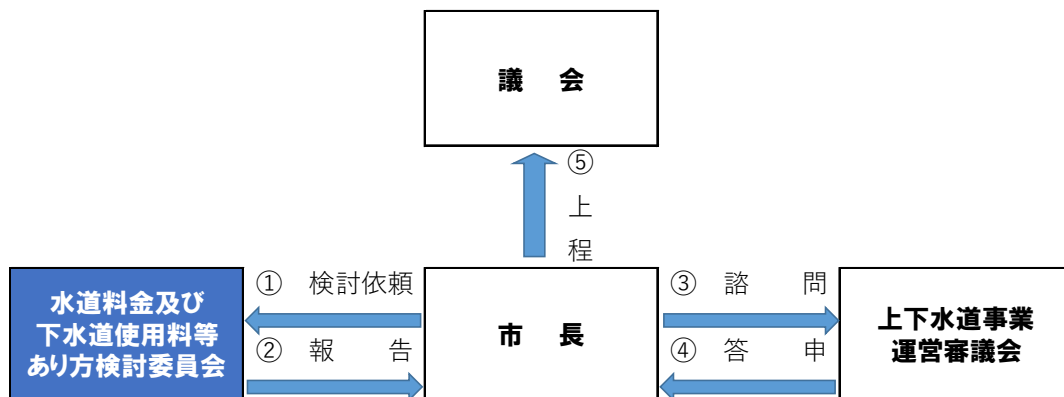
## 登米市水道料金及び下水道使用料あり方検討委員会の概要について

### 1. 検討委員会設置の目的

登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会設置要綱

第1条 登米市水道事業の水道料金及び登米市下水道事業の下水道使用料（以下「水道料金等」という。）に関する事項を調査、審議するため、登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2. 検討委員会の位置づけ



### 3. 今後のスケジュール(案)

	時期	内容
第1回	R3. 7. 20	経営及び料金の現状と課題
第2回	R3. 10月上旬	経営分析による現状の把握、料金改定要領の検討
第3回	R3. 11月下旬	財政計画と需要予測
第4回	R4. 1月下旬	総括原価と料金表の検討
第5回	R4. 3月下旬	総括原価と料金表の検討
第6回	R4. 4月下旬	報告案の検討

※審議の進行状況により、委員会開催回数の増加や期間が延長となる場合があるもの。

# 登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会設置要綱

令和3年3月15日  
上下水道事業告示第7号

## (設置)

第1条 登米市水道事業の水道料金及び登米市下水道事業の下水道使用料（以下「水道料金等」という。）に関する事項を調査、審議するため、登米市水道料金及び下水道使用料等あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、水道事業及び下水道事業に関して識見を有するものから、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が委嘱する。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から水道料金等に係る審議の結果を管理者に報告した日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は資料を提出させることができる。

## (事務局)

第6条 委員会の事務局を上下水道部経営総務課に置く。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

### (この要綱の廃止)

2 この要綱は、委員会が水道料金等に係る審議の結果を管理者に報告した日をもって廃止する。